

○豊中市スポーツ施設情報システム規則

平成27年3月27日

規則第65号

改正 平成28年5月31日規則第83号

(目的)

第1条 この規則は、本市のスポーツ施設に係る情報システムの利用による使用手続に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 情報システム スポーツ施設の使用承認（次号イに掲げる施設にあっては、専用使用する場合に限る。以下同じ。）の申込み、決定及び通知並びに使用料の納付等に関する事務を処理するシステムをいう。

(2) スポーツ施設 次に掲げる施設をいう。

ア 豊中市体育施設条例（昭和56年豊中市条例第13号。以下「条例」という。）第2条に規定するグリーンスポーツセンター、大門公園野球場、豊島公園野球場、千里北町公園野球場、ふれあい緑地少年野球場、豊島公園庭球場、千里東町公園庭球場、野畠庭球場、ふれあい緑地庭球場、ふれあい緑地球技場及び二ノ切少年球技場
イ 条例第2条に規定する豊島体育館、柴原体育館、庄内体育館、千里体育館、武道館ひびき及び高川スポーツルーム

(3) 利用者登録カード 情報システムを利用できる者として登録されたことを証するカードをいう。

(登録及びその資格)

第3条 スポーツ施設の使用について情報システムを利用しようとする者は、あらかじめ登録を受けるものとする。

2 前項の登録に係る資格は、市長が別に定める。

(登録申込み等)

第4条 前条第1項の規定により登録を受けようとする者は、市長に利用者登録申込書を提出するものとする。

2 市長は、前項の利用者登録申込書の提出があったときは、その内容を審査し、登録に係る資格を有すると認めるときは、その者を情報システム利用者として登録するものとする。

(利用者登録カードの交付)

第5条 市長は、前条第2項の規定により情報システム利用者として登録をされた者（以下「登録者」という。）に対し、利用者登録カードを交付するものとする。ただし、登録に係る資格を有する者が、大阪府又は大阪府内の他の市町村において利用者登録カードと同種のカードの交付を受けている場合は、この限りでない。

(利用者登録カードの譲渡等の禁止)

第6条 登録者は、利用者登録カードを他人に譲渡し、貸与し、又は不正に使用してはならない。

(利用者登録カードの紛失等の届出等)

第7条 登録者は、利用者登録カードを紛失し、又は破損し若しくは汚損したことにより使用できなくなったときは、直ちに利用者登録カード紛失等届出書により、その旨を市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、利用者登録カードを再交付するものとする。

(登録の変更の届出)

第8条 登録者は、第4条第1項の利用者登録申込書の記載事項に変更が生じたときは、利用者登録変更届出書により、その旨を市長に届け出るものとする。

(登録の廃止の届出等)

第9条 登録者は、情報システムの登録を廃止しようとするときは、利用者登録廃止届出書に利用者登録カードを添えて、その旨を市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、直ちに当該登録を廃止しなければならない。

3 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を廃止することができる。

- (1) 登録に係る資格を欠いたとき。
- (2) 虚偽の申込みをし、又は利用者登録カードを不正に使用したとき。
- (3) この規則又はこれに基づく市長の定めに違反したとき。
- (4) 情報システムの利用がない状態が1年以上続いたとき。

(使用承認の申込み)

第10条 登録者は、スポーツ施設を使用しようとするときは、情報システムの利用により使用承認の申込みを行うことができる。

2 前項の申込みは、所定の事項を街頭端末機、パソコンコンピュータ等から入力することによって行うものとする。

(使用承認)

第11条 情報システムによる使用承認は、電子計算機による抽選による。

2 市長は、施設の使用を承認したときは、情報システムにより申込者に通知（当該申込者が街頭端末機、パソコンコンピュータ等により当該使用承認の内容を確認できる状態をいう。）するものとする。

(使用承認の条件)

第12条 市長は、条例第4条第3項の規定により、使用承認に当たって次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 市長が別に定める期間（以下「考慮期間」という。）内に使用承認の内容の確認を行い、使用の有無について応答をすること。

(2) その他市長が必要と認める事項

2 申込者が前項の条件に違反したとき又は考慮期間内に使用の中止を申し出たときは、当該申込者は、当該使用承認の申込みを取り下げたものとみなす。

(利用者登録カードの提示)

第13条 情報システムの利用による使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、スポーツ施設を使用の際、スポーツ施設の職員から利用者登録カードの提示を要求されたときは、これを提示しなければならない。

(使用料の納付)

第14条 情報システムの利用により使用承認を受けたスポーツ施設に係る使用料は、後納とする。

2 使用者は、使用料を口座振替の方法により納付しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

3 前項の口座振替に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(使用料の減免)

第15条 情報システムの利用により使用承認をした場合における条例第7条第4項の規定による使用料の減免は、次に定めるとおりとする。

(1) 第2条第2号アに掲げる施設の使用承認を、使用者の申出に基づき使用しようとする日（以下「使用日」という。）の5日前までに取り消したとき 免除

(2) 第2条第2号イに掲げる施設の使用承認を、使用者の申出に基づき使用日の30日

前までに取り消したとき 使用料の5割減額

(3) その他市長が特別の理由があると認めるとき 免除又はその都度市長の定める割合の減額

(様式)

第16条 この規則による申込書、届出書その他の様式については、市長が別に定める。

(施行細目)

第17条 この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年5月31日規則第83号抄）

1 この規則は、公布の日から施行する。